

## 令和7年度日置市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、令和7年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 方針の適用範囲

この方針は、市の全ての部署を対象とする。

### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる障害者就労施設等であって、物品等の調達が可能なものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所、施設等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障がい者を多数雇用している企業で次のいずれかに該当するもの

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の特例に基づく子会社の事業所

イ 重度障害者多数雇用事業所で次に掲げる要件を全て満たすもの

(ア) 障がい者の雇用者数が5人以上であること。

(イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上であること。

(ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上であること。

- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業支援団体

### 4 調達の対象品目

調達の対象品目は、次のとおりとする。

- (1) 物品

- ア 竹ほうき
- イ 花・野菜の苗
- ウ 菓子類
- エ 弁当
- オ 菓子パン
- カ 調味料
- キ 佃煮類
- ク さをり製品
- ケ クラフト製品
- コ 刺し子製品
- サ 農作物

(2) 役務

- ア リネンサプライ
- イ クリーニング
- ウ 箱折
- エ 除草
- オ 袋詰め作業

5 調達目標額

1,500,000円以上とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等についての情報収集を行い、当該情報を基に、市の各部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 市の各部署から障害者就労施設等へ発注可能な物品等の情報を収集し、障害者就労施設等に当該情報を提供する。
- (3) 市の各部署は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、日置市契約規則（平成17年日置市規則第50号）その他関係法令等に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。

7 調達実績の公表

調達実績は、令和8年4月末までに市ホームページで公表する。

8 その他

- (1) 障害者就労施設等へ発注する場合には、当該障害者就労施設等の受注能力等に十分配慮した上で、納期、納入条件等を設定するものとする。
- (2) 市民等からの物品等の調達の推進に資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、市ホームページ等を活用し情報発信する。